

芦屋町都市計画審議会条例（昭和43年4月1日条例第9号）

最終改正:平成20年9月25日条例第33号

改正内容:平成20年9月25日条例第33号 [平成21年1月1日]

○芦屋町都市計画審議会条例

昭和43年4月1日条例第9号

改正

昭和46年10月1日条例第37号
昭和48年3月28日条例第7号
平成9年3月24日条例第3号
平成11年3月24日条例第3号
平成12年3月22日条例第11号
平成15年3月24日条例第8号
平成17年2月18日条例第2号
平成20年9月25日条例第33号

芦屋町都市計画審議会条例

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、芦屋町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、都市計画法によりその権限に属させられた事項及び町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。

（組織）

第3条 審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び住民代表または関係行政機関の職員の中から町長が任命する。

2 前項の規定により任命する委員の数は、10人以内とする。

3 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長は学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙により、副会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第6条 審議会の会議において会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、企画政策課において所掌する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年10月1日条例第37号）

この条例は、昭和46年12月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月28日条例第7号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月24日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日条例第3号）

第1条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成12年3月22日条例第11号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に委員である者は、改正後の芦屋町都市計画審議会条例の相当規定に基づいて任命された委員とみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則（平成15年3月24日条例第8号）

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成17年2月18日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月25日条例第33号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。（後略）
